



空き家の所有者・管理者・活用希望者の皆さんへ

空き家の活用のための支援を行っています

☎市街地整備課☎43-2824 ☒市ホームページ内で「空き家」を検索

空き家を売買する場合に必要な費用の一部を補助します

八戸市あんしん空き家流通促進事業補助金

対象者 市内にある空き家の個人所有者(売買契約を締結した買主を含む)、または八戸市空き家バンク*に物件を登録している者(空き家バンクを通じて、売買契約を締結した買主を含む)

*空き家バンク:空き家の売却・賃貸を希望する所有者等が登録した物件情報を空き家の利用希望者に対し提供する制度

対象住宅 居住目的で売買に供する一戸建ての住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が1/2以上)で、4年4月1日以後に事業を実施したもの。

対象費用

- ①建物状況調査(インスペクション)に要する経費
- ②売買かし保険加入に要する経費
- ③不動産登記に係る費用として司法書士等に支払う経費
- ④家財の整理・搬出に要する経費
- ⑤取引仲介手数料として仲介業者に支払った報酬
- ⑥空き家の管理に要する経費
- ⑦既存住宅のリフォーム・リノベーション工事に要する経費

補助額 ①～⑥補助対象経費の2分の1(1戸当たり上限5万円、①～⑥併用の場合は上限10万円)
⑦補助対象経費の3分の2(市街化区域内は1戸当たり上限20万円、居住誘導区域は1戸当たり上限30万円)※他補助金との併用は不可

受付期間 ①～⑥5年1月31日☒まで ⑦12月28日☒まで
(先着順、予算額に達し次第締め切り)

☎市街地整備課☎43-2824 ※詳しくは、ホームページやチラシをご確認ください。



詳しくは
こちら

「はちのへ空き家ずかん」をご活用ください

「はちのへ空き家ずかん」は、空き家バンク機能のほか、空き家に関する各種情報(空き家の活用事例、空き家バンク協力事業者、空き家相談協力員、移住・定住・起業支援情報など)を掲載したポータルサイトです。空き家をお持ちの人、お探しの人はぜひチェックしてみてください。なお、市街地整備課窓口でも各種情報を閲覧することができます。

☎はちのへ空き家ずかん相談窓口(はちのへ空き家再生プロジェクト)
☎21-1253(受付9:00～17:30、☎☒☒除く)



ホームペ
ジはちの
へ

空き家の活用に関する融資の金利を優遇します

市は、「青森銀行」「みちのく銀行」「青い森信用金庫」と空き家の活用に関するパートナーシップ協定を締結しています。市が認定した、空き家を活用する物件、またはあんしん空き家流通促進事業補助金を受けた物件について、これらの金融機関からリフォームなどの融資を受ける際に、金利優遇措置を受けることができます。